

第七十七日目

師 範：人々の参政権を求める声は日増しに強くなっていました。

とくに財産で権利を制限する選挙法ではなく、普通選挙による成人男子がみな資格をあたえられ、投票にも行け、立候補もできるようにしてほしいという願いでした。



女性も政治活動を制限されていましたが、参政権を求める運動を始めました。世界の動きともつながって、普通選挙は取り入れられました。

1925年のことです。

1925年 治安維持法と男子普通選挙法が成立する。

この年を覚えましょう。

ペン太：これは簡単に

「やっと選挙に行く25歳男子」



これは、1925年に25歳以上の男子全員に選挙権があたえられたということから、25をしっかりと意識すれば、年号にも年齢条件も両方覚えられるということです。

「男から 選挙に行く 25歳」

というのもできました。

師 範：よいところに気が付きましたね。

すべてを語呂合わせで覚えることはありません。大切な事柄や言葉や数字とからませて意識することが大切です。

では、この普通選挙法が議会を通過する前に、重要な法律がつくられています。なんという法律でしょうか。



コン太：治安維持法という法律です。

師 範：ソ連からの影響を特に警戒して、日本に社会主義思想や組織が広まって、政権や国のしくみが変わられないように、先にそういう思想や運動の芽をつんでしまふことができるように、法律をつくりました。

普通選挙で選挙権をもつ人が一度に4倍近くに増えるので、警戒したのです。同じ年に、治安維持法と普通選挙法ができたことを覚えておきましょう。

でも選挙が行われるのは3年後の1928年です。
その結果、恐れていたように労働者や農民の政党から8人も当選したのです。
政府は、大変驚きました。そして治安維持法の罰則を死刑にまで引き上げ、協力者という程度の人までも逮捕できるように改めたのです。